

議案第 15 号

君津市老人憩いの家の指定管理者の指定について

君津市老人憩いの家の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市老人憩いの家 すえよし
- 2 施設の位置 君津市末吉 1068 番地の 3
- 3 指定管理者 千葉県君津市糠田 103 番地
公益社団法人君津市シルバー人材センター
会長 藤平喜代子
- 4 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市老人憩いの家の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 公益社団法人君津市シルバー人材センター
- 2 代 表 者 会長 藤平喜代子
- 3 所 在 地 千葉県君津市糠田 1 0 3 番地
- 4 設 立 日 昭和 5 8 年 2 月 1 8 日
- 5 目 的 等 定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

目的を達成するため、次の事業を行う。

 - (1) 臨時的就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
 - (2) 臨時的就業による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業及び一般労働者派遣事業を行うこと。
 - (3) 高齢者に対し、臨時的就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
 - (4) 高齢者のための臨時的就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 6 従業員等 職員 8 人・会員 4 4 0 人(平成 3 0 年度末)